

第10回包括的核実験禁止条約（CTBT）フレンズ首脳級（ハイレベル）会合 共同声明（骨子）

令和4年9月
外務省

1 CTBTの重要性・早期発効に向けた決意

- (1) 今次ハイレベル会合の開催を歓迎。CTBT署名開放25周年を記念、早期発効の重要性を強調。CTBTはNPTを基軸とする国際的な核軍縮・不拡散体制の中核的要素。CTBTの発効は、先般のNPT運用検討会議を踏まえて一層重要となっているNPTの完全な履行を強化。
- (2) 署名国は186か国、批准国は174か国に達し、CTBTは普遍化に近づいている（注：昨年以降、東ティモール、ドミニカ、ガンビア、ツバル、コモロ、キューバが批准）。未署名・未批准の全ての国、特に残る発効要件国8か国（注：中国、北朝鮮、エジプト、インド、イラン、イスラエル、パキスタン、米国）に早期批准を求める。

2 北朝鮮

- (3) 北朝鮮の過去6回の核実験に対する非難を想起。北朝鮮に対し、全ての関連安保理決議を完全に遵守し、核兵器及び関連計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向けた具体的な行動をとることを強く求める。北朝鮮による新たな核実験は無責任で受け入れられないものであり、安保理決議に違反するものであることを強調。

3 核実験モラトリアム

- (4) CTBT発効までの間、全ての国に対し、核実験や他のあらゆる核爆発に関するモラトリアムの宣言なし既存のモラトリアムの維持、また、CTBTの目的を損なういかなる行動も控えることを求める。

4 CTBTの検証体制の有効性・強化、認知の向上

- (5) CTBTの検証制度の完成に向けた現行の取組を歓迎。国際監視制度（IMS）はCTBTの遵守を確保するための信頼できる手段。IMSは、条約発効前であっても有効に活用されており、重要な信頼醸成措置として地域の安定に貢献。CTBTO準備委員会に対し、IMS等の能力開発及び各国に対する能力構築・訓練の継続を要求。
- (6) CTBTと同条約がもたらす便益について、若者を含む社会一般の認知を向上させるとともに、最も高い政治レベルでCTBTの重要性を訴えていくため、各国の協力を引き続き促進。